

令和3年度第1回江別市情報公開審査会
会 議 録

日 時：令和3年8月31日（火）

10：00～10：20

場 所：江別市民会館21号室

出席者：田口会長・石黒委員・龍田委員・松本委員・小幡委員
野口総務部次長・伊藤総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐賀主任・
難波主事
（傍聴者2名）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和3年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。
2名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

2. 会長挨拶

田口会長： 始めに私から挨拶いたします。
（会長挨拶）

3. 議事

（1）副会長の互選について

田口会長： それでは2の議事に入りまして、（1）の副会長の互選についてを議題とします。

江別市情報公開審査会規則第3条第2項の規定により、副会長は「委員の互選により定める」とされていますことから、委員の皆様から推薦をいただきたいと思います。

指名による推薦はありませんか。

（なし）

伊藤課長： もしよろしければ、事務局の方で副会長の腹案がございますので、ご提案してもよろしいでしょうか。

（異議なし）

伊藤課長： 事務局からは副会長に石黒委員を提案いたします。

田口会長： 副会長に石黒委員との推薦がありました。これにご異議ありませんか。
(異議なし)

田口会長： それでは、副会長に石黒委員が互選されました。
副会長には、正面の席の方へ移動をお願いいたします。

(2) 報告事項 令和2年度情報公開制度の実施状況について

田口会長： それでは、(2) 報告事項、令和2年度情報公開制度の実施状況についてを
議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

難波主事： 私から、令和2年度情報公開制度の実施状況についてご説明いたします。
始めに1ページの資料1「令和2年度情報公開制度実施状況及び個人情報
保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、(1)の情報公開制度であります。実施機関ごとの件数では、市長
が実施したものについては、全部公開が5件で前年度比2件の増、一部公開が
6件で前年度比4件の減、非公開が1件で前年度と同数、不存在が1件で前年
度比2件の減で、計13件で前年度比4件の減となっております。

教育委員会が実施したものについては、全部公開が0件で前年度と同数、
一部公開が0件で前年度比2件の減、不存在が0件で前年度比1件の減で、
計0件で前年度比3件の減となっております。

水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が2件で前年度比1
件の増、一部公開が0件で前年度比4件の減、不存在が0件で前年度比2件
の減で、計2件で前年度比5件の減となっております。

消防長が実施したものについては、全部公開が0件で前年度比3件の減、
一部公開が0件で前年度比1件の減、不存在が0件で前年度比1件の減で、
計0件で前年度比5件の減となっております。

この結果、全体では件数は15件となり、前年度比17件の減となってお
ります。

次に、(2)個人情報保護制度であります。後ほど個人情報保護審査会
で説明いたしますのでここでの説明は省略いたします。

次のページ、2ページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推
移」をご覧ください。

平成23年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものでありま
す。

請求件数が30件を超える年度もありますが、全体を通して請求件数は20件前後で推移しており、令和2年度は13件となっております。

なお、資料1の件数15件と、件数が合致しないのは、1回の請求で複数の決定区分があったものが2件あることによるものであります。

次に3ページ、資料3「令和2年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開の個別の内容であります。一部公開、非公開及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 4の「①林地台帳CSVデータ②林地台帳地図shapeデータ」につきましては、江別市林地台帳運用事務取扱要領第3条において公表の方法の定めがあるため、江別市情報公開条例第16条第1項の他の制度に閲覧等の手続きの定めがあるものに該当するものとして非公開としております。

NO. 6の「①江別市地域公共交通活性化協議会委員（市民委員）の公募について②江別市地域公共交通活性化協議会委員（公募委員）の選定について」につきましては、応募者の氏名、生年月日、住所、職業、連絡先、経歴を江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 7の「①江別市行政改革推進委員会委員の公募について②江別市行政改革推進委員会委員（市民公募委員）の選定について」につきましては、応募者の氏名、生年月日、住所、職業、連絡先、経歴を江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

次に4ページをご覧ください。

NO. 9の「①平成26年度旧ヒダ工場保存・活用事業者選定集計表②平成26年度旧ヒダ工場保存・活用事業者選考結果③平成26年度旧ヒダ工場保存・活用事業者選定委員会」につきましては、このうち③について、選定委員会委員の氏名及び団体役職を、江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

NO. 10の「過去10年の鉄道林に係る自治会・地域住民等からの苦情・要望」につきましては、要望書の作成者氏名及び役職を、江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

NO. 11の「野幌森林公園内の市道に交通規制の看板を設置することについて」につきましては、看板設置場所付近の住宅所有者名を、江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開に

しております。

NO. 13の「令和2年4月1日以降に提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法に基づく届出書のうち、以下「対象住所一覧」の住所（8件）を工事の場所とするもの①北海道江別市向ヶ丘41-16、②北海道江別市向ヶ丘41-15、③北海道江別市大麻東町5-34、④北海道江別市東野幌本町17-18、⑤北海道緑町西1丁目31番地、⑥北海道江別市野幌住吉町18-18、⑦北海道江別市野幌住吉町33-6、⑧北海道江別市いずみ野8番地の5」につきましては、④、⑤、⑥、⑧に記載された発注者又は自主施行者の氏名、住所、印影を、江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

また、①、②、③、⑦に係る届出書について、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。

以上でございます。

田口会長： ありがとうございます。難波主事から報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長： 資料3の3ページのNO. 4について、取扱要領に公表の定めがあるため非公開となっておりますが、請求があった際に、公表の方法が別にあることを請求者に対して説明はされていますか。

難波主事： ご説明しております。請求書がFAXで届き、受理した後で別の公表方法があることが判明したため、今回は非公開といたしました。

石黒副会長： 今回請求されたデータは公開されているものなのでしょうか。

難波主事： 担当課でのみ閲覧が可能となっております。

石黒副会長： NO. 11について、請求内容のどの部分に個人情報があったのか、差し支えない範囲で教えていただけますか。

難波主事： 当該文書は市で作成した起案文書であり、その中に、〇〇宅付近のこの場所に看板を設置しますという説明書きがあったため、その部分を非公開としております。

龍田委員： 資料2について、請求件数が減少しているのは、窓口を閉めたていたのではなく、新型コロナウイルスの影響で単純に請求件数が減っているということでしょうか。

難波主事： 窓口は閉めていないので、新型コロナウイルスの影響だと思われます。

田口会長： 3ページのNO. 2について、ここでの特殊建造物とは複数件なのでしょうか、1件のみでしょうか。

難波主事： 複数件です。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

総務課長： ございません。

4. 閉会

田口会長： 以上で、「令和3年度 第1回江別市情報公開審査会」を閉会いたします。